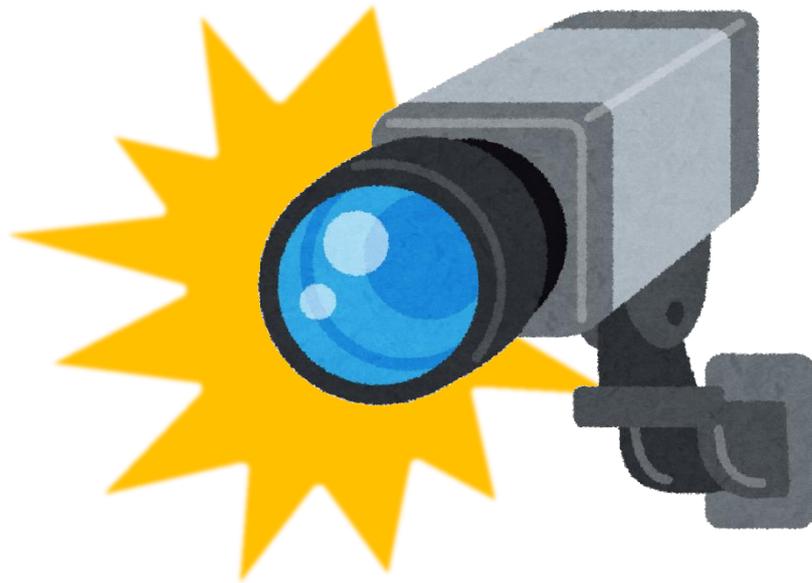


橋本市

防犯カメラ設置補助事業

申請のてびき



橋本市総合政策部地域振興室

☎ 0736-33-7117

目次

I	補助事業の概要	3
1.	事業の趣旨	3
2.	事業の内容	3
II	補助申請のながれ	4
1.	担当課への連絡	4
2.	申請書類の準備	4
3.	申請書類の提出	5
4.	防犯カメラ・設置表示板の設置	5
5.	実績報告	5
6.	補助金の請求	6
III	設置に向けた意思決定について	7
1.	地域内での合意	7
2.	管轄警察署への相談	8
IV	設置許可について	9
1.	私有財産（土地、建物、設備）に設置する場合	9
2.	公有財産（土地、建物、設備）に設置する場合	9
3.	電柱に設置する場合	10
V	維持管理について	11
VI	防犯カメラ設置及び管理運用規程について	12
1.	留意事項	12
2.	管理運用規程の例	12
VII	よくある質問集	14
VIII	記載例	15

I 補助事業の概要

1. 事業の趣旨

地域住民の安全確保及び犯罪防止のために防犯カメラを設置しようとする区・自治会に対し、設置費用の一部を補助します。

2. 事業の内容

① 交付の対象

橋本市内の区・自治会

② 補助金額

- 補助率：補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）
- 限度額：200,000円
- 申請回数：当該年度において同一区・自治会につき1回限り

③ 補助対象となる経費

防犯カメラと設置表示板の購入費及び設置費

④ 補助対象外となる経費

防犯カメラの維持費、設置場所の地代及び占用料等

⑤ 補助要件

- 撮影区域：防犯カメラの撮影区域が当該区・自治会の区域内であり、かつ撮影範囲の1/2以上が道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であること。
- 設置許可：当該区・自治会内で設置について合意がなされ、防犯カメラの撮影範囲内に民家および事業所等がある場合はその管理者の同意を得ていること。また、設置場所の所有者等の同意を得ていること。
- 警察との協議：設置について管轄警察署の助言を受けていること。
- その他：防犯カメラ設置を示す表示板を取り付けること。
防犯カメラ設置完了の日から起算して5年以上維持管理すること。
防犯カメラの設置及び管理運用規程を定めること。

Ⅱ 補助申請のながれ

1. 担当課への連絡

p.3「Ⅰ 補助事業の概要」をよくお読みいただき、区・自治会内で検討してから担当課へご連絡ください。予算等の状況に応じて、ご案内させていただきます。



【担 当】橋本市 総合政策部 地域振興室

電話：0736-33-7117（直通）Email：kyodo@city.hashimoto.lg.jp

2. 申請書類の準備

申請に必要な書類は以下のとおりです。関係者との協議の上作成いただく書類もありますので、記載例をよくご確認ください。

- 橋本市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第 1 号）

▶記載例 p.15

- 設置箇所の位置図
- 設置箇所の現況写真
- 撮影範囲を示した平面図

設置箇所の位置図上に、撮影範囲を図示してください。

- 設置に要する費用の見積書

防犯カメラと設置表示板の購入・設置に要する費用を項目ごとに記載してください。

- 設置する防犯カメラの仕様書

防犯カメラの概要が分かる図面やカタログ等のコピーをご用意ください。

- 防犯カメラ設置について地域の合意が形成されていることを証する書類

[Ⅲ 設置に向けた意思決定について \(p.7\) を参照](#)

- 防犯カメラ設置場所の使用に関する権限を有し、又は有する見込みであることを証する書類

[Ⅳ 設置許可について \(p.9\) を参照](#)

- 防犯カメラ設置及び管理運用規程

[Ⅴ 防犯カメラ設置及び管理運用規程について \(p.12\) を参照](#)

3. 申請書類の提出

ご準備いただいた書類を担当課へ提出してください。

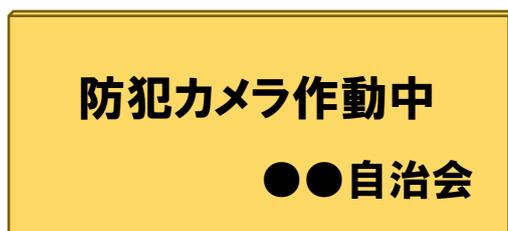


内容を審査した上、「橋本市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）」を交付しますので、ご確認ください。

4. 防犯カメラ・設置表示板の設置

交付決定を受けたのち、設置工事等を開始してください。撮影範囲は1/2以上が道路や公園など、不特定多数が利用する公共空間でなくてはなりません。

設置表示板は下記のようなものとし、防犯カメラを設置していることを明示してください。



※設置工事等は必ず交付決定を受けた年度内に完了してください。

5. 実績報告

設置工事が完了したら、担当課へ実績報告を行ってください。

- 橋本市防犯カメラ設置実績報告書（様式第3号）
▶記載例 p.16
- 防犯カメラ設置に要した費用の領収書
- 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる現況写真
- 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真

撮影した映像を写真に撮るなどして、印刷してください。



実績報告を担当課で確認の上、「橋本市防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書（様式第4号）」を交付しますので、ご確認ください。

6. 補助金の請求

交付額確定通知をご確認いただき、「橋本市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第5号▶記載例 p.17）」に必要事項を記載して担当課へ提出してください。

このとき、振込口座は必ず「区・自治会の口座」としてください。また、口座名義人（フリガナ含む）の記載に誤りがありますと振り込みが出来ませんので、通帳をよくご確認の上、正しい名義をご記載ください。



書類に不備がなければ、請求書の提出から約1か月程度で指定された口座へ補助金が振り込まれますので、ご確認ください。

Ⅲ 設置に向けた意思決定について

1. 地域内での合意

防犯カメラを設置するにあたり、区・自治会の総会などで議決を取り、下記の例を参考に議事録を作成し、提出してください。

参考様式

令和▲▲年度○○自治会 総会議事録

開催日時 令和▲▲年▲▲月▲▲日 (▲▲時～▲▲時)
開催場所 ○○自治会集会所
出席人数 ▲▲名

議 事

第1号議案 防犯カメラ設置について

賛成 ▲▲名

反対 ▲▲名

賛成多数により承認。

本書は、令和▲▲年度○○自治会総会議事録であることに相違ありません。

令和▲▲年▲▲月▲▲日

議長 ○○ ○○ 印

議事録署名人

○○ ○○ 印

○○ ○○ 印

2. 管轄警察署への相談

旧高野口町内の区・自治会は「**かつらぎ警察署**」、その他の区・自治会は「**橋本警察署**」が管轄になります。警察署・交番・駐在所いずれかにご相談のうえ、報告書を作成してください。なお、相談にあたっては、あらかじめ各警察署の代表電話に連絡し、日時を調整するようにしてください。

橋本警察署 代表電話：0736-33-0110

かつらぎ警察署 代表電話：0736-22-0110

※ 交番・駐在所は地域に密着、警察署は全体的な傾向を踏まえたアドバイスになるとおもわれます。

※ 報告書に警察の署名等は不要です。

【 相談内容 】

- 設置しようとする場所や撮影範囲が防犯上相応しいかどうか
(設置場所そのものを相談する場合は、どこが効果的か)
- その他設置や管理についてのアドバイス 等

参考様式

区・自治会名 _____

代表者名 _____

警察への相談について (報告)

当自治会に設置予定の防犯カメラについて、次のとおり相談し、助言を得たことを報告します。

1. 相談日時 令和▲▲年▲▲月▲▲日
午前▲▲時▲▲分～午前▲▲時▲▲分
2. 相談先 ○○警察署
3. 相談対応者 ○○課 ○○
4. 自治会関係者 ○○、○○
5. 相談結果 (概要)

・適切な設置場所をご教示いただいた。……

IV 設置許可について

1. 私有財産（土地、建物、設備）に設置する場合

- 事前に、所有者へ設置をしてよいか確認してください。
- 確認後、下記の例を参考に同意書を作成し、申請時に添付してください。

参考様式

防犯カメラ設置合意書

〇〇自治会の防犯カメラについて、私の所有にかかる
（土地・建物・設備）に設置することを承諾します。

なお、これにより生じた問題については、当事者間で
処理するものとします。

令和▲▲年▲▲月▲▲日

住所 橋本市〇〇▲丁目▲番▲号

氏名 〇〇 〇〇 印

電話 ▲▲▲▲ (▲▲) ▲▲▲▲

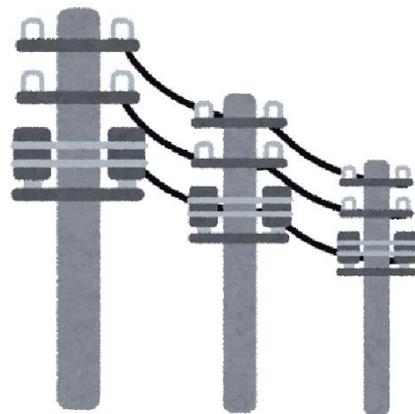
2. 公有財産（土地、建物、設備）に設置する場合

- 設置を依頼する事業者と協議の上、対象の物件の所有者へ占用許可申請を行ってください。
- 許可が受けられない場合は補助金の交付が出来ませんので、必ず事前の相談を行ってください。

私有地、市・県・国有地に関わらず、ポール等を新設して防犯カメラを設置する場合は、周囲の安全性に十分に注意してください。

3. 電柱に設置する場合

電柱には電力会社が配送電のために設置する「電力柱」、通信会社（NTT 等）が通信用ケーブルを支持するために設置する「電信柱」の2種類があります。また、電柱が建っている場所の所有者（市道であれば市、県道であれば県など）への占用許可申請も必要となります。手続きは、設置を依頼する事業者と協議した上で進めてください。



V 維持管理について

この補助金は、設置完了の日から起算して5年以上、防犯カメラを維持管理することが交付の条件となっています。5年以内に撤去する場合、交付した補助金の返還を求められることがあります。

必ず、設置前に維持管理にかかる費用について確認しておくようにしてください。

【 維持管理に必要な経費（一例） 】

これらの費用については、補助の対象ではありません。具体的な金額は、設置を依頼する事業者にお問い合わせください。

項目	説明
電気代	防犯カメラを稼働させるために必要な電気代
電柱共架料	電柱に設置する場合、その所有者に支払う共架料
メンテナンス料	防犯カメラが故障した場合の修理代など

VI 防犯カメラ設置及び管理運用規程について

防犯カメラは常に周囲のようすを撮影できるため、犯罪の抑止に効果があると共に、万が一犯罪が起きた際には事件の早期解決に役立つものです。しかし同時に、プライバシーや個人情報の取扱いに十分に配慮しなければなりません。

防犯カメラを適切に設置し、維持管理していくために、区・自治会において管理運用規程を作成していただくようお願いします。

1. 留意事項

- 管理責任者及び取扱担当者を決め、不特定多数の人がデータを閲覧したり、取り扱うことが絶対にならないようにしてください。
- 画像データの保管期限は、設置する防犯カメラやSDカードごとに「古いデータから自動的に削除される」タイミングがありますので、その期間内に設定してください。
- 画像データの取扱いに関する項目を必ず含めてください。

2. 管理運用規程の例

〇〇自治会防犯カメラ管理運用規程

1 目的

この規程は、〇〇自治会に設置される防犯カメラについて、撮影された画像データ等の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者及び取扱担当者

(1) 管理責任者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

(2) 取扱担当者

〇〇 〇〇（個人名を記載）

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ ▲台

(2) 設置場所 橋本市○○▲丁目▲番▲号

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 管理責任者及び取扱担当者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 画像データの保管と消去

(1) 画像データは撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2) 画像データの保存期間は概ね▲日間とし、保存期間終了後は破棄する。

(3) 画像データ及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じる。

6 画像データの利用制限

(1) 画像データの利用は犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は外部に漏らさない。

(2) 画像データは次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和▲▲年▲▲月▲▲日から施行する。

Ⅶ よくある質問集

Q1. 防犯カメラはどんな場所に設置すべきですか？

A1. 不特定多数の人が利用する場所、例えば公園や道路などに向けて設置してください。なお、撮影範囲の1/2以上はそういった場所が占めていなければなりません。

Q2. 1つの区・自治会で何台まで補助を受けられますか？

A2. 台数に制限はありませんが、単年度における補助金上限額は20万円です。また、申請は当該年度において同一区・自治会につき1回限りで、年度が変われば再度申請することが可能です。

Q3. 防犯カメラをリース(レンタル)で設置する場合、補助対象となりますか？

A3. 補助対象となりません。

Q4. 警察には必ず相談しなければなりませんか？

A4. 防犯上効果的な設置場所の選定を行うためにも、必ず相談してください。

Q5. 設置工事はどのタイミングで始めてよいですか？

A5. 申請書類一式をご提出いただいたのち、内容を審査した上で「橋本市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)」を交付しますので、その後に着手してください。必ず、交付決定を受けた年度内に工事を完了してください。

Q6. 捜査機関へのデータ提供はどのような流れになりますか？

A6. 防犯カメラの設置場所付近において事件や事故が発生した場合などに、警察から防犯カメラの画像提供を求められることがあります。これは刑事訴訟法を根拠に行われるものであり、要請があればご協力をお願いします。

警察からは「捜査関係事項照会書」という書類が提出されますので、ご確認の上、データの提供を行ってください。「捜査関係事項照会書」は管理規程に基づいてデータを提供した証拠となりますので、大切に保管してください。

Ⅷ 記載例

1. 交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第5条関係）

橋本市防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和▲▲年▲▲月▲▲日

（あて先）橋本市長

令和▲▲年度において、防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、橋本市防犯カメラ設置補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1. 申請者	区・自治会名	OO区
	代表者氏名	橋本 一郎
	代表者住所	橋本市OO1丁目1番1号
	代表者連絡先	0736-▲▲-▲▲▲▲
2. 設置に要する費用	150,000	円
3. 補助金交付申請額	75,000	円
※補助金の額は、設置に要する費用の2分の1以内で20万円を上限とする。		
4. 設置予定年月日	令和▲▲年▲▲月▲▲日	
5. 添付書類	(1) 設置箇所の位置図 (2) 設置箇所の現況写真 (3) 撮影範囲を示した平面図 (4) 設置に要する費用の見積書 (5) 設置する防犯カメラの仕様書 (6) 防犯カメラ設置について地域の合意が形成されていることを証する書類 (7) 防犯カメラ設置場所の使用に関する権限を有し、又は有する見込みであることを証する書類 (8) 防犯カメラ設置及び管理運用規程	

設置場所等が決定したのち、設置費用を記入してください。

上記の金額の1/2を記入してください。
※上限は20万円、1,000円に満たない金額は切り捨て

2. 設置実績報告書（様式第3号）

様式第3号（第7条関係）

橋本市防犯カメラ設置実績報告書

令和▲▲年▲▲月▲▲日

（あて先）橋本市長

区・自治会名 **OO区**

代表者氏名 **橋本 一郎**

橋本市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	令和▲▲年▲▲月▲▲日	指令番号	第 ▲▲ 号
補 助 年 度	令和▲▲年度	補助金の名称	橋本市防犯カメラ設置補助金
防 犯 カ メ ラ 設 置 年 月 日	令和▲▲年▲▲月▲▲日		
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	75. 000 円		
補 助 金 の 既 交 付 金 額	0 円		
防 犯 カ メ ラ 設 置 に 要 し た 経 費 精 算 額	150. 000 円		
添 付 書 類	(1) 防犯カメラ設置に要した費用の領収書 (2) 防犯カメラ及び設置表示板の設置状況が確認できる現況写真 (3) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真		

担当課からお渡しする「補助金交付決定通知書」に記載している金額です。

3. 交付請求書（様式第4号）

様式第5号（第9条関係）

橋本市防犯カメラ設置補助金交付請求書

令和▲▲年▲▲月▲▲日

（あて先）橋本市長

区・自治会名 **OO区**

代表者氏名 **橋本 一郎**

この請求書にのみ、押印が必要です。

長之印 橋本市区市

橋本市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	令和▲▲年▲▲月▲▲日	指令番号	第 ▲▲ 号
補助年度	令和▲▲年度	補助金の名称	橋本市防犯カメラ設置補助金
交付確定金額	75,000 円		
交付請求額	75,000 円		

誤りがあると振込ができません。かならず通帳を確認の上、正しい情報を記載してください。

なお、補助金については下記の口座に振込を依頼します。

種別	普通(総合)当座	フリガナ	OO7カイケイ ハシモト ハナコ
口座番号 (右詰めで記入)	1 2 3 4 5 6	口座名義人	OO区会計 橋本 花子

※区・自治会の口座をご記入ください。個人口座には振り込めません。